

相模原市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

#### 相模原市条例第4号

##### 相模原市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号列記以外の部分中「(その額が1,000,000円以下のものに限る。)」を削り、同項第3号中「債務について限定承認があった」を「相続人が限定承認をした場合若しくは相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が明らかでない」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第8条に規定する強制執行等の措置又は第10条に規定する債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されていない当該債権について、当該措置に係る手続が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

##### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。